

紀の国わかやま国体馬術競技会売店等設置要領

1 目的

紀の国わかやま国体馬術競技会おもてなし実施計画（平成 25 年 8 月 29 日決定）に基づき、兵庫県三木市で開催する紀の国わかやま国体馬術競技会及びそのリハーサル大会（以下「馬術競技会等」という。）に参加する選手・監督、役員等の大会関係者及び一般観覧者の便宜を図るとともに、和歌山県並びに三木市及び兵庫県（以下「和歌山県等」という。）の郷土物産品等を紹介・販売するために会場内に設置する売店等について必要な事項を定める。

2 設置場所、出店数及び設置期間等

(1) 売店等は、原則として競技会場（三木ホースランドパーク）に設置するものとし、出店数、出店位置及び規模は、紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が現地の状況等を勘案して決定する。

(2) 設置期間は、原則として次に掲げる馬術競技会等の開催期間とする。

ア 紀の国わかやま国体馬術競技リハーサル大会

平成 27 年 5 月 28 日（木）～5 月 31 日（日）

イ 紀の国わかやま国体馬術競技会

平成 27 年 9 月 28 日（月）～10 月 5 日（月）

3 開設時間

売店等の開設時間は、原則として競技開始 1 時間前から競技終了 30 分後までとし、準備・後片付けはこれに含むものとする。ただし、業務の実情に応じて実行委員会が認めた場合に限り開設時間を変更できるものとする。

4 取扱商品及びサービス

売店等で取り扱う商品及びサービスは、以下の範囲内とする。

(1) 国体関連グッズ

国民体育大会標章又は紀の国わかやま国体マスコット「きいちゃん」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本体育協会又は実行委員会の使用承認を受けているもの。

なお、食品については下記（4）と同様の取り扱いとする。

(2) スポーツ用品（馬具等含む）

(3) 特産品等

和歌山県等の特産品等で、食品については下記（4）と同様の取り扱いとする。

(4) 飲食物

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

イ 現場調理品

売店等において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設にお

いて下処理されたものを、提供直前に加熱処理を行う程度とする。

- (5) 写真材料
- (6) 宅配便
- (7) その他実行委員会が特に必要と認めたもの。

5 出店者の条件

出店者は、次のすべての条件を満たす者とする。なお、売店等の運営は、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号、以下「兵庫県条例」という。）及び三木市暴力団排除条例（平成24年三木市条例第1号）の主旨に従い、実施することとする。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 国体関連グッズ、スポーツ用品、郷土物産品又は飲食物に係る関係団体等
 - イ 馬術競技の大会において出店実績がある者
 - ウ 三木市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続している者
 - エ その他実行委員会が認めた者
- (2) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- (3) 出店日から起算して過去1年以内に、法令等に違反して処分を受けていないこと。
- (4) 飲食物販売の出店者については、出店日から起算して過去1年以内に、食中毒等における行政処分歴がないこと。
- (5) 原則として、競技会開催期間中、継続して出店することができること。ただし、実行委員会が出店を依頼する売店等については、必要に応じて調整をするものとする。
- (6) 出店を申請する者が、反社会的勢力（兵庫県条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 出店を申請する者が、反社会的勢力に従業員等として使用し、又は雇用していないこと。
- (8) 出店を申請する者が、反社会的勢力にみかじめ料等の名目の如何を問わず、金品を提供しないこと。
- (9) 出店を申請する者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (10) 反社会的勢力と同一生計者でないこと。
- (11) 出店申請書の提出日時点において、県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (12) その他関係法令等に適合していること。
- (13) 実行委員会の指示に従えること。

6 保健所等への届出

- (1) 飲食物を販売する売店等の許可を受けた出店者は、保健所に食品衛生法に必要な許可申請を行わなければならない。
- (2) その他、出店に際して関係法令等に定める必要な許可申請については、売店等の許可を受けた出店者が責任を持って行わなければならない

7 経費の負担

- (1) 売店等の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 売店等に使用するテント、机、椅子の設置及び撤去については実行委員会が行う。
- (3) 出店者は売店等の設置及び撤去に要する経費相当分として次に掲げる出店料を負担する。
ただし、実行委員会の依頼を受けて出店する者等、実行委員会が特に認めた場合は、この限りではない。

出店料（1小間）	2,500円/日
----------	----------

8 出店の場所

売店等の出店場所は、実行委員会が指示するものとする。

9 出店者の募集方法

- (1) 国体関連グッズ販売等、実行委員会が必要と認める売店等については、実行委員会から関係機関等に依頼し、出店者を募集する。
- (2) 前項に定める売店等以外の出店者の募集については、実行委員会において『出店者募集要領』を制定し、当該要領に基づき出店者を公募する。
- (3) 実行委員会は、出店の募集に際し、出店を申請する者又はその関係者が反社会的勢力であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができるものとする。

10 出店者の選定及び出店許可証の交付

- (1) 実行委員会は、本要領に基づき、営業経験や出店実績等を考慮し、出店が適当であると認めた者を出店者として選定する。
- (2) 公募による出店応募者数が募集数を超えた時は、抽選により選定する。
- (3) 出店者として選定されたものは、実行委員会が指定する期日までに指定する口座に出店料を振込むこととする。なお、振込み手数料は、出店者が負担する。
- (4) 既に納付された出店料は還付しない。ただし、実行委員会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- (5) 実行委員会は、出店者として選定されたものが出店料を納入した場合に限り、出店を許可するものとし、許可されたものに対して出店許可証を交付するものとする。
- (6) 出店を許可しないときは、当該申請者に対して、その旨を文書にて通知するものとする。

11 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店等出店許可を取り消すことができる。なお、この場合において出店者は実行委員会に対して損害賠償を請求することはできないものとする。

- (1) 関係法令及び本要領に違反したとき。
- (2) 出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。

- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他、実行委員会が売店等の運営管理等において不相当と認めたとき。

12 管理責任

売店等における販売品目及び販売備品等の管理は出店者の責任とし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

13 禁止事項

出店者及び従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡又は転貸し、若しくは管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等すること。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたアルコール飲料はこの限りではない。
- (6) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (7) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (8) 指定された目的や指定場所以外での火気を使用すること。
- (9) その他、大会運営に支障があるような行為をすること。

14 遵守事項

出店者及び従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 店頭の見やすい位置に、出店許可証を掲示すること。
- (2) 売店等及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で適正に搬出・処理し、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店等の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 販売品等の搬入搬出等に使用する車両には、実行委員会が別に交付する駐車証を掲示すること。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。また、販売品等の搬入、搬出等に係る荷物の積み降ろしについては実行委員会が指定する場所で行うこと。
- (7) 服装は、清潔で従業員であることが確認できる衣服を着用し、接客にあたっては、おもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけること。
- (8) 従業員は、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (9) 飲食物を販売する売店等にあっては、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (10) 飲食物の販売にあたっては、容器・空きびん・空き缶等を三木市が定めるごみ分別回収す

る方法をとること。

- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (12) 従業員の変更、追加はやむを得ない場合を除き、原則として認めない。
- (13) その他、関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店等監督員の指示に従うこと。

15 売店等監督員

- (1) 実行委員会は、売店等の円滑な運営を図るため、競技会場に売店等監督員を置く。
- (2) 売店等監督員は、実施本部員とし、現場を巡回して本要領に基づき、売店等の設置運営等に関する事項を監督、指導するものとする。

16 売店等責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店等責任者を定め、売店等設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店等責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店等責任者は、売店等監督員の指示に従い、当該売店等の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店等責任者は、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

17 事故等発生時の対応

売店等において、事件、事故等が発生したとき、又は不審者、不審物を発見したときは、売店等責任者は直ちに売店等監督員に報告するとともに、その指示に従うものとする。

18 損害賠償

出店者（従業員を含む）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

19 補填及び補償

- (1) 出店者は、当初に予定していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補填や補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

20 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、売店等監督員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、

実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

21 その他

この要領に定めるもののほか、売店等の設置運営に必要な事項は、実行委員会が別に定める。

22 実施期日

この要領は、平成27年3月25日から施行する。